

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大会 PR イベント企画・運営等業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年11月29日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会  
会長 佐藤 健司

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大会 PR イベント企画・運営等業務

#### (2) 業務目的

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会に向けて、市民の機運や連帯感、郷土意識を高めるため、大津市内でわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会PRイベント(以下「大会PRイベント」という。)を開催する。大会PRイベントでは、炬火リレーのほか、地域で活動する音楽団体やダンスチームがパレードに参加するなど様々な世代の市民が主人公となって参加・交流する市民参加型とし、参加した人々に夢や感動を与え、思い出として語り継がれるような事業を目指す。

#### (3) 業務内容

ア 計画の作成

イ イベントの実施

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和7年5月30日(金)まで

### 2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成1

7年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- α 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、αからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までにおいて、道路の通行規制を伴う、イベント事業の警備計画及び運営業務の履行実績を有している者であること。

### 3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容をわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会PRイベント企画・運営等業務プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

### 4 応募手続等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒520-0805 滋賀県大津市石場10番53号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局

(大津市政策調整部国スポ・障スポ大会局大会総務課内)担当:田村、山木、原田、横江

電話 077-528-2919 ファックス 077-522-7766

電子メール otsu7001@city.otsu.lg.jp

(2) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

別添の質問書(様式2)により、電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、電子メール送信にあたっては、必ず電話等で送信した旨伝えること。

イ 質問期限

令和6年12月5日(木)午後5時まで(必着)

ウ 回答方法

質問者名等を伏せた形でわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会のホームページにおいて公表する。

エ 回答予定日

令和6年12月6日(金)

(3) 参加申込の手続き

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び大津市契約規則(昭和40年規

則第35号)等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類各1部を提出すること。

- (ア) 参加申込書(様式1)
- (イ) 誓約書(様式3)
- (ウ) 法人等の概要(様式4)
- (エ) 業務履行実績一覧表(様式5)

※平成31年4月1日から令和6年3月31日までにおいて、道路の通行規制が伴う、イベント事業の警備計画及び運営に関する業務とする。また、履行実績を証する書類の写し(契約書、業務完了報告書等)を併せて提出すること。

(オ) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

- a 法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(写し可)及び役員名簿、個人の場合にあつては、身分証明書の写しを提出すること。
- b 直近年度の市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。))及び消費税の納税証明書(写し可)(滞納がないことを証明できるもの)

※法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。

イ 提出期限

令和6年12月9日(月)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送等に限る。なお、郵送等の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和6年12月9日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 参加資格結果通知書の送付

提出された参加申込書等によって、参加資格の確認を行い、プロポーザル参加資格結果通知書により結果を送付する。

発送日 令和6年12月13日(金)(予定)

(5) 企画提案書等及び価格提案書の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし(ア)に掲げる書類は、原本1部及び副本13部を提出すること。

(ア) 企画提案書(様式6、任意様式)

(イ) 価格提案書(様式8)

イ 提出方法及び期限

持参又は郵送等に限る。なお、郵送等の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和6年12月16日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

ウ その他

(ア) 企画提案書等の副本については、会社名や従事者実名が特定できないようにすること。また、

番号順に編綴して提出すること。

(イ) 作成においては、市実行委員会との接触は行わないこと。

(ウ) 個別提案の資料作成を目的とした、各施設の共用部分以外(会議室、更衣室等)の見学・調査については、参加者からの申し出を受け、市実行委員会事務局が日時を調整する。ただし、施設の利用状況、管理上の理由により、希望に添えない場合がある。見学・調査を希望する参加者は、参加申込書の提出時に申し出ること。また、各施設の共用部分を見学する場合は、各施設の施設管理者、一般利用者等の迷惑にならないよう十分に配慮し、事故、トラブル等が生じないようにすること。

(エ) 参加者には、必要があれば、個別提案に係る参考資料を提供する。

#### (6) 企画提案書等の作成方法

別に定める「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会PRイベント企画・運営等業務企画提案書等作成要領」を参照し作成すること。

#### (7) 審査方法

実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プレゼンテーションを用いて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会PRイベント企画・運営等業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。なお、実地(対面)開催を原則とするが、社会状況によってはオンライン開催とする場合がある。詳細は企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

ア 審査日 令和6年12月18日(水)(詳細な日程については、別途通知する。)

なお、応募者多数の場合は、日程を変更する場合がある。

イ 実施場所 〒520-0805 滋賀県大津市石場10番53号

旧市立大津市民病院附属看護専門学校(スポーツステーションおおつ)4階会議室

ウ 審査基準 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会PRイベント企画・運営等業務公募型プロポーザル審査基準(実施要領 別紙2)に基づき審査する。

エ 審査委員 市実行委員会事務局職員6名

オ 実施内容 企画提案説明(プレゼンテーション) 20分  
質疑応答(ヒアリング) 10分

カ 参加人数 3名以内(業務責任者となる予定の者が原則出席し、プレゼンテーションを行うこと。)

キ 審査順 企画提案書等を提出された順(受付順)に審査する。

ク 提案説明 あらかじめ提出された企画提案書等にて説明するものとする。PC等を用いたプレゼンテーションを希望される場合、参加申し込みの際に明示すること。スクリーン、ケーブルを含むプロジェクターは市実行委員会で用意する。ただし、PCについては提案者が用意すること。

#### ケ その他

(ア) 会社名や従事者実名が特定できないよう、言動、服装に注意を払うこと。

(イ) 企画提案書の範囲を逸脱した説明や、審査委員の質問内容と全く関係ない発言をしないこと。

(ウ) プレゼンテーション審査は個別に行い、非公開とする。

(8) 審査結果

- ア 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- イ 通知時期 令和6年12月24(火)に発送する。(予定)

(9) 提出書類の取扱い

- ア 提出された全ての書類は、返却しない。
- イ 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 市実行委員会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

(10) 情報公開及び提供

市実行委員会は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

(11) その他

ア 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市実行委員会に請求することはできない。

ウ 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式7)により、令和6年12月17日(火)正午までに市実行委員会事務局宛てに提出すること。

エ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (ア) 参加資格要件を満たしていない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 本要領等で示された、提出場所、提出期限、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (エ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (オ) 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (カ) 価格提案書(様式8)の金額が実施要領 第3項の提案上限額を超過した場合

(キ) その他、本要領の諸条件に違反した場合

オ 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市実行委員会が必要と認める場合には、市実行委員会は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

カ 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

キ 業務の実施にあたっては、実施要領、提出された提案書、質疑内容、契約書仕様書の内容を全て履行すること。ただし、発注者及び受注者の協議のうえ実施しないものはこの限りでない。